2015年度 明治大学法科大学院【Ⅱ期】論文試験問題

【憲法】

問題 以下を読み、設問に答えなさい。

2014 年 4 月 1 日に設立された、環境保護とフェア・トレードの促進を目的とするNGOであるAは、2014 年 9 月 20 日 (土) に、B市の許可を得て、B市の市民公園Cで、「フェア・トレードが地球の環境を守る」という催しを開催する予定にしていた。この催しでは、環境保護とフェア・トレードの関係について知ってもらうことを企図していた。

Aはホーム・ページやブログを立ち上げたものの、設立されたばかりで知名度が低いこと、小規模な団体であるために資金や人員が不足しており広報活動に費用や人員をかけられないこと、そして、環境とフェア・トレードを結びつけるという考え方は誰でも知っているというわけではないことから、どれだけの人に来てもらえるのか強い不安を抱いていた。また、ビラ配布という宣伝方法については、日常配られているビラの多くは路上で捨てられて、ゴミとなっていることから、環境保護を目標とするAにはふさわしくない方法だと考えている。

そこで、Aの代表者Dは、2014年9月18日夜に、催しが終了したらただちに撤去するように手配をしたうえ、落下したり倒壊したりして通行人に危害を及ぼすことがないように十分に注意を払って、市民公園Cの入口付近の街路樹1本の支柱に、上記の催しの告知宣伝を内容とするプラカード式ポスター1枚(縦60センチメートル、横42センチメートル)を針金でくくりつけていたところ、防犯夜警中の警察官によって、B市屋外広告物条例4条1項3号および34条1号違反で現行犯逮捕された。Dは、その後、起訴された。

- **設問1** あなたがDの訴訟代理人となった場合、Dの無罪を主張する際に、どのような憲法上の主張を行うか述べなさい。
- **設問2** Dの訴訟代理人の憲法上の主張と検察官の反論の対立点を明確にしたうえで、この問題に関するあなたの憲法上の見解を述べなさい。

参考条文: B市屋外広告物条例

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(禁止物件)

- 第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 橋、トンネル、高架構造物、植樹帯及び分離帯
- (2) 石垣及びよう壁の類
- (3) 街路樹、路傍樹及びその支柱
- (4)(以下、略)
- 第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
 - (2)(以下、略)
- ※ なお、解答用紙の記入に際しては、設問1、設問2の順番で、かつ、〔設問1〕、〔設問2〕と見出しをつけて記入しなさい。